

平成27年10月1日制定

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける反社会勢力への対応方針

国立研究開発法人国立循環器病研究センター及び役職員等は、「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日 犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）に従い、反社会勢力に対して、次の各号により対応する。

- 1 反社会勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たず、資金提供は行わない。
また、反社会勢力による不当要求は拒絶する。
- 2 反社会勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を行わない。
- 3 反社会勢力による不当要求には、組織全体として対応し、役職員等の安全を確保する。
- 4 反社会勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、必要な場合は、民事と刑事の両面から法的対応を行う。